

答 申 第 3 号

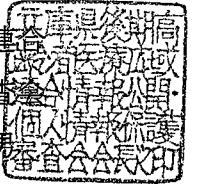
平成29年11月8日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

蓬 萊 務 様

兵庫県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会

会長 力 宗 幸 男



答 申

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定に基づき、平成29年11月8日付兵後広第565号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

高額医療合算介護予防サービス費相当事業に関するデータ収集について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

1 公益上の必要性について

貴広域連合において、個人情報（別紙）を本人以外のものから収集することについては、高額介護合算療養費の不支給決定通知書を送付する際に、制度説明等を含む不支給となった理由を説明する文書を同封することによって、被保険者の制度の理解を助けるものであり、公益上特に必要があると認める。

2 本人への通知について

本人以外のものから個人情報を収集した旨及び目的を不支給決定通知書に同封する説明文等に記載すること。

3 収集した個人情報の保護のための必要な措置

個人情報の収集及び取扱いについては、当該事務以外には使用しないとともに、個人の権利利益を不当に侵害することがないように、個人情報の適正な管理を行うこと。

高額医療合算介護予防サービス費相当事業に関するデータ収集について

(条例第7条「収集の制限」に関して)

1 収集する個人情報

構成市町が実施する高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請者のうち、後期高齢者医療制度の被保険者について、下記の項目

後期高齢者医療被保険者番号、申請対象年度

2 収集先

構成市町

3 収集方法

暗号化又はパスワード設定等の個人情報の保護に資する手段を講じ、電子メールを用いて収集する。

4 収集時期等

平成30年2月以降、毎月下旬に前々月の中旬から前月の上旬までの間に合算相当事業の支給申請があった被保険者の情報を収集する。